三十五事	都道府県知事	通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）による全国通訳案内士の登録に関する事務であって第三十七条で定めるもの	法務大臣
三十六	通訳案内士法第五十四条第三項の同意を得た市町村（特別区を含む。）の区長及び第七十一条及び第百三十四条において同じ。）又は都道府県の長	通訳案内士法による地域通訳案内士の登録に関する事務であって第三十八条で定めるもの	法務大臣
三十七	市町村長	身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	都道府県知事
			都道府県知事等
			市町村長
			法務大臣
三十八事	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第四十条で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
			市町村長
			法務大臣
三十九事	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	都道府県知事等
			市町村長
四十事	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって第四十二条で定めるもの	都道府県知事等
四十一事	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって第四十三条で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等

戸籍関係情報であって第三十七条で定めるもの	戸籍関係情報であって第三十八条で定めるもの	身体障害者福祉法による障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法による療育手帳に関する情報であって第三十九条で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第三十九条で定めるもの
			地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第三十九条で定めるもの
			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による給付の支給に関する情報であって第四十条で定めるもの
			戸籍関係情報であって第四十一条で定めるもの
			地方税関係情報又は住民票関係情報であって第四十一条で定めるもの
			生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第四十二条で定めるもの
			年金給付関係情報又は特別障害給付金関係情報であって第四十三条で定めるもの

四十二事等	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収であって第四十四条で定めるもの	
医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	都道府県知事	医療保険給付関係であって第四十四条で定めるもの	医療保険者若しくは後期高齢者医療広域連合又は健康保険法第百五十条第一項に規定する全国健康保険協会（以下「全国健康保険協会」という。）であって第四十五条で定めるもの
	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収であって第四十五条で定めるもの	
	市町村長	地方税法第二十条の五第一項に規定する都道府県知事又は市町村長であって第四十五条で定めるもの	